

防衛費に借金 国会を軽視

写真は財務省ホームページから。日本は「借金大国」である。大軍拡予算で、今後さらに国の借金は膨らむ。朝日新聞 4 日「憲法を考える 下」から、表題について抜粋して紹介する。

岸田政権が進める防衛力強化で戦後日本の基本政策を転換したのは、敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有だけではない。これまで政府が封じていた借金による防衛費の調達にも踏み込んだ。この動きも、憲法を形骸化させかねない。

憲法は財政について記した 83 条から 91 条の第 7 章で、予算や借金などの財政が国会の議決に基づくよう定める。国民主権に根ざす財政民主主義と呼ばれる。

国会を重視することが求められるはずだが、今回の大転換は国会論戦の前に、昨年末に政府・与党の間で決めていた。岸田政権は昨年末につくった国家安全保障戦略で「自衛隊と海保との連携強化」を掲げた。海保の施設や船の建造費が 70 年代から建設国債の対象となっているのだから、自衛隊の施設や船も対象にできるという理屈だ。

首相も、ももとは防衛財源に国債をあてるおことには慎重だった。検討を始めた一昨年後半には「国債でミサイルや戦闘機を買うなんて、平和国家の日本の矜持としてあり得ない」との考えを周囲に語っていた。それでも、方針を大転換したのは、増税による財源確保に激しく反発する積極財政派議員に配慮したためだとみられている。昨年 12 月の自民党税制調査会では、防衛予算の財源について「国債でまかなうべき」「経済回復の途上にある。景気を冷え込ませるべきではない」との意見が出た。

戦後一貫して禁じ手だった建設国債による防衛費の調達は、安倍晋三元首相が主張していた。昨年 4 月の派閥例会で、安倍氏は国債発行を禁じている財政法 4 条に言及し「戦後レジームそのものだ」と指摘。連合国軍総司令部（GHQ）の押しつけに由来する憲法と同様の枠組みであると主張した。安倍氏と近かった西田昌司参院議員によると、西田氏が安倍氏に対して「GHQ が日本に戦争をさせないよう財政に制限を加えた」との見解を伝えると、納得した様子だったという。

安倍氏の念頭には、大蔵省主計局司計課長を務めた平井平治氏が 1949 年に著した「財政法逐条解説」があった。平井氏は財政法 4 条は憲法 9 条とセットだとし、「憲法の戦争放棄の規定を裏書保証せんとするものであるともいい得る」と説明していた。

歴代政権は、この解釈を採用していないが、国会では、戦時中の戦費調達への反省に言及していた。「無原則かつ歯止めのない借金財政を戒めるために設けられたという意見は、私は否定しない」（橋本龍太郎蔵相）などの答弁だ。



(2023年5月12日)